

すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業経営の基盤である農地及び農業用施設における働く環境の改善及び省力機械等の導入を推進し、農業者の労働時間削減、離農防止及び営農の継続を図るため、予算の範囲内において、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定めるところとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2に定めるところとする。ただし、補助対象経費に消費税相当額が含まれている場合は、当該消費税相当額を控除した額とする。

2 補助金の額の算定において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業の実施箇所が分かる位置図及び現況写真
- (3) 補助対象経費が分かる見積書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、申請者1人につき1回に限るものとする。この場合において、1回の申請につき複数の補助対象事業を選択することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業又は補助対象経費の内容を変更する場合は、あらかじめ、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その承認の可否を決定して、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付申請取下げ届出書(様式第7号)により、申請の

取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 補助対象事業の経過が分かる記録写真
- (3) 補助対象経費が分かる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付額確定の通知を受けた補助事業者は、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付請求書(様式第11号)により補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (3) 補助金をこの要綱に定める目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めるときは、すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金交付決定取消通知書（兼返還請求書）（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（帳簿及び書類の保存）

第12条 補助事業者は、補助金に係る書類及び補助対象経費に係る帳簿を備え付け、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業により整備し、又は導入した財物及び財産を適切に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が認める期間を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業及び補助対象者

補助対象事業の区分	補助対象となる 事業種別	補助対象外となる 事業種別	補助対象者
農地のトイレ整備	バイオトイレ、簡易トイレ等の購入及び設置	電源供給設備に係る整備	次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人であること。
スマート農業機械等の導入	ラジコン草刈機、除草ロボット、農薬散布ドローン等の本体及び附属品の購入	電源供給設備に係る整備	(1) 市内に住所を有し、農業収入を得ている農業経営体等であること。 (2) 地域計画（人・農地プラン）の登録者であること。
防風ネットの張替	ネットの購入及び張替	支柱本体、ワイヤー等の附属品の購入及び旧ネットの処分	(3) 収入保険等各種保険事業の加入者であること。
園地進入路、園地内作業場の舗装化及び舗装補修	アスファルト、コンクリート、砕石等による園地進入路、園地内作業場の舗装化及び舗装補修	穀処分	(4) 次に掲げる市税等の滞納がない者であること。 ア 個人である場合には、補助対象者に課税されている市県民税、固定資産税、軽自動車税
水路泥上げ等に使用する機械のリース	泥上げ等に使用するショベル等の機械のリース		

			及び国民健康保険 税
小規模水路及び側溝の製品化	土側溝からの側溝製品化	直営施工	イ 法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

注1) 補助対象事業のうち、農地のトイレ整備及び水路泥上げ等に使用する機械のリースについては、2戸以上の農業者からなる経営体であること。

注2) 補助対象事業のうち、園地進入路、園地内作業場の舗装化及び舗装補修、水路泥上げ等に使用する機械のリース及び小規模水路及び側溝の製品化については、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動組織又は多面的機能支払制度に係る活動組織でないこと。

別表第2 (第3条関係)

補助対象経費及び補助金の額

補助対象事業の区分	補助対象経費	補助金の額
農地のトイレ整備	購入及び設置に係る経費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のうちいずれか少ない額
スマート農業機械等の導入	本体及び附属品の購入に係る経費。ただし、当該経費が30万円以上かつ耐用年数が2年以上の機械等を対象とする。	補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額又は50万円のうちいずれか少ない額

防風ネットの張替	ネットの購入及び張替に係る経費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は20万円のうちいずれか少ない額
園地進入路、園地内作業場の舗装化及び舗装補修	舗装化及び舗装に係る施工費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は20万円のうちいずれか少ない額
水路泥上げ等に使用する機械のリース	泥上げ等に使用する機械のリースに係る経費。	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のうちいずれか少ない額
小規模水路及び側溝の製品化	土側溝からの側溝製品化に係る施工費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のうちいずれか少ない額